

会

Vol.55
2022.1

報

KOCHIKENTOGHIKAOKUCHOUSASHIKAI



高知県土地家屋調査士会

CONTENTS

新年のご挨拶	会長 田邊 満夫	1
新年のご挨拶	高知地方法務局長 高丸 雅幸	2
新年のご挨拶	公益社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長 泉 清博	4
新年のご挨拶	高知県土地家屋調査士政治連盟会長 谷相 恒行	5
令和3年度表彰		6
新入会員挨拶	矢野 力/筒井 伸光	7
各部からの今年の抱負		8
	総務部/社会事業部/財務部/業務部/研修部/広報部/境界問題ADRセンターこうち	
法第14条地図作成作業、地籍調査作業の報告		13
地籍調査に参加させていただき 西森 有香		18
法人として法第14条地図作成業務に参加して 山本 亮		19
寅年生まれのアンケート		20
特集① 危険生物を識る 濱口 輝幸		22
特集② 土地家屋調査士4コママンガ		29
特集③ 連合会作成「マンガでわかる土地家屋調査士成長物語」紹介		30
特集④ 私の仕事便利グッズ		40
特集⑤ お宝写真館		41
ゴルフ大会報告		44
行事日程/事務局だより		46

表紙について

新年のご挨拶

会長 田 邊 満 夫



新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えの事とお喜び申し上げます。

早いもので私も会長として二期目となりますが、一期目を無事に務められたことはひとえに皆様のおかげであり、これに感謝申し上げますとともに、二期目もどうかよろしく願いいたします。

また、会員の皆様には昨年末の臨時総会において、比例会費の廃止、それに伴う定額会費の改正についてご理解いただきまことにありがとうございました。比例会費を廃止した部分を定額会費に置き換えたため、一部の会員様には会費の増額となる事でご迷惑をお掛け致しますが、執行部としては会員を中心とした運営に心がけ、執行部一丸となり、なお一層努力する決意ですので、皆様のご指導ご鞭撻をお願いいたします。

さて、今年当会は「土佐士業交流会」（高知弁護士会・四国税理士会高知県支部連合会・高知県不動産鑑定士協会・日本弁理士会四国会・高知県行政書士会・高知県社会保険労務士会・高知県司法書士会・高知県土地家屋調査士会・8団体で構成）の担当会であり、同時に四国ブロック協議会（愛媛会・香川会・徳島会・高知会）の担当会でもあります、通常の高知会の会務に加えて、他士業や四国他県との交流も増えることとなります。会員の皆様には、この機会に積極的に研修会等に参加していただければと思います。

次に、相続登記の義務化についてですが、このことについては調査士としても法務省や日司連と連携して広報活動が出来るよう連合会で検討しているようです。今後、表題登記の専門家である我々土地家屋調査士は、個人財産の管理などにも積極的に関わる事になると思われまます。少子高齢化が進む中、相続登記の義務化に際して、我々の知見や経験を活かせる舞台はまだ多数あると思われまますので、これを好機と捉え、他士業との連携を模索してまいりますので、どうか皆様のご意見をお聞かせください。

その他、業務取扱要領の変更に伴い、連合会では現在業務マニュアル等の作成を進めているとのことです。高知でも法務局の登記申請取扱いが全国仕様に近づいてきており、今後業務取扱要領についても全国統一になる可能性も否定できません。法務局とも協議を行い、会員に対し情報提供や研修会の実施により能力向上等に努め、土地家屋調査士の社会的認知度の向上に努力してまいります。

最後に、皆様方の益々のご発展をお祈りするとともに、引き続き会務へのご理解とご支援を賜りますよう、本年もよろしく願い申し上げます。

新年のご挨拶

高知地方法務局長 高丸 雅幸



高知県土地家屋調査士会会員の皆様には、お元気で新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。平素は、登記行政の適正かつ円滑な運営につきまして、深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、法務局では相続登記の促進、所有者不明土地等対策の推進、筆界特定制度の利用拡大、オンライン申請の利用促進など、社会の変化や多様なニーズに的確に対応するための施策や事業に積極的に取り組んでいるところであります。

まず、法務局の重要施策である所有者不明土地問題の解消方策として、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が令和元年5月17日に成立しました。この法律により、歴史的経緯により不動産登記簿の表題部所有者欄の氏名又は名称及び住所の全部又は一部が正常に記録されていないもの（表題部所有者不明土地）について、その登記の適正化を図るための措置として、所有者の探索のために必要となる調査権限を付与された登記官が、必要に応じて指定された所有者等探索委員と連携して所有者の探索を行い、その結果、所有者を特定できた場合は、登記に反映させることとなります。会員の皆様には、所有者等探索委員として、豊富な経験と専門的知見に基づき、多大な御支援をいただいているところ、引き続き、円滑な事業の実施について、御協力いただきますようお願い申し上げます。

次に、筆界特定制度につきましては、地籍調査における筆界未定の発生防止及び解消を図りつつ、地籍調査の円滑化・迅速化等に資する観点から、令和2年度からの新たな国土調査事業10か年計画の策定に向けた地籍調査事業の見直しの一つとして、「土地基本法等の一部を改正する法律」が令和2年3月31日に公布され、地籍調査の実施主体に筆界特定の申請権限を付与する規定が同年9月29日から施行されました。

貴会会員の皆様には、筆界調査委員を中心に制度の円滑な運営に御尽力いただいておりますところ、土地の筆界をめぐる紛争の解決を図るためには、本制度と土地家屋調査士会ADRの連携が重要かつ有効であると考えますので、引き続き貴会及び会員の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、登記申請のオンライン利用の促進につきましては、オンライン利用の利便性向上に向けた制度面やシステムの改善を実施し、行政手続の簡素化・効率化に取り組んでいるところでありますが、令和元年11月11日から、表示に関する登記の申請の代理を業とする土地家屋調査士等が代理人として電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合において、不動産登記令第13条第1項に基づき添付情報が提供されたときには、原則として、添付情報の基となった書面の提示を求めない取扱い、いわゆる「調査士報告方式」が開始されております。会員の皆様には、これまで以上にオンライン利用の促進につき御協力を賜りますようお願い申し上げます。

新しい年の初めに当たりまして、お願いばかりが先行いたしました。が、表示登記制度の充実・強化のためには、私ども法務局職員も一丸となって努力していく所存でありますので、昨年にもまして、一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

結びに、高知県土地家屋調査士会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝をお祈り申し上げて、新年の御挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

公益社団法人 高知県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会
理事長 泉 清 博



明けましておめでとうございます。

昨年は一昨年から続く新型コロナの蔓延により大変な一年でしたが、秋頃から国内の感染者が減少し、ようやく元通りの生活を期待して新年を迎えることができました。

世界的には感染者が減らない中で、日本だけが原因不明ながらも感染者が減少したとの事なので、まだまだ予断は許されませんが、経済活動に大きくブレーキがかけられた2年間から、今年こそはお正月の初日の出のように晴れやかに経済も回復する年となってもらいたいと思います。

我が協会は、特に他県から著しく低価格で応札する業者により受託が困難な状態が続いていた所に、官公署のコロナ禍による発注の減少で、厳しい状況が続いている中、落札するための厳しい単価ではありますが、14条地図を一昨年に引き続き昨年も受託することができました。

一般競争入札が原則なので昔の様な単価は望めないものの、公益社団法人がその使命を発揮して活動をするには地図作成は欠かすことができません。

2年間のブランクで、新規事業と同様、運転資金のないまま社員には仕事をしてもらうという申し訳ない状況ではありましたが、県外業者も金額より仕事の質を重視する兆しが現れており、単価が徐々に回復するものと思われま。

2年の厳しい状況から学んだノウハウにより、協会の運営も少しずつエンジンが温まって来つつあると前向きに考え、厳しい冬の時代から、今年は初春が巡ってきた喜びを感じられ飛躍する年としたいと思います。

また、全公連のWEB研修会で、講師の寶金先生が『令和3年4月21日の「民法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第24号)と「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」(令和3年法律第25号)が成立し、2年以内に施行される。この事は官公署の未登記財産放置への間接的な批判・圧力となり、行政も放置する事ができなくなる。また、所有者不明土地管理制度の創設、相続土地国庫帰属制度の創設等も公嘱協会は受け皿となり得る。』と言われました。

確かに多数の社員が所属する公嘱協会には情報が蓄積され、高い経験値から他の追随を許さないサービスを官公署に提案することが可能でしょう。2年先の施行を坐して待つのではなく、自ら研鑽を積んで、より司法や行政から信頼される公益法人となることをお誓い申し上げ、念頭のご挨拶といたします。

社員皆様の更なるご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

新年のご挨拶

政治連盟会長 谷 相 恒 行



新年明けましておめでとうございます。

日頃は、政治連盟の事業にご理解・ご協力を頂き感謝申し上げます。

私こと昨年の役員改選により高知県土地家屋調査士政治連盟会長に就任させていただきました。新年を迎えるにあたりご挨拶の機会をいただきまして感謝申し上げます。

さて 本連盟は、土地家屋調査士制度の充実・発展のための政治活動を行うことによって、土地家屋調査士の地位の向上を図るとともに不動産登記制度及び国民の権利擁護に寄与することを目的とする（規約第2条）組織であります。

昨年10月1日(金)には、全調政連椎名会長はじめ担当役員より中国・四国ブロック説明会が香川県土地家屋調査士会館3階会議室で開催するというので、田中周幹事長と共に出席致しましたので、全調政連の会務報告・事業説明についての要点をご紹介します。

1. 登記所備付け地図作成作業の促進と予算措置の確保について
2. 表題部所有者不明土地の解消に関する施策の予算措置の確保について
3. 筆界特定手続に関する予算措置の確保について
4. 狭隘道路解消に係る予算の創設及び国による統一的な制度、基準の策定について
5. 公共嘱託登記土地家屋調査士協会が「筆界を明らかにする業務」を行うこと及び筆界特定手続の代理人となることを可能とする法改正について
6. 所有者不明土地問題に関する諸施策への土地家屋調査士の活用について
7. 民法・不動産登記法改正による所有者不明土地発生予防および新たな制度の周知広報について
8. 国の施策実施における土地家屋調査士の活用について
9. 地籍調査事業の予算拡充及び土地家屋調査士の活用について
10. 登記関連事務におけるシステムの改修について
11. 所有者探索を円滑に進めるための施策について

上記事項については「日調連」及び「全調政連」より、土地家屋調査士が、今後も一層国民の不動産に係る権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定向上を実現することに資するため、不動産の表示に関する登記に係る制度がより充実・発展するよう国への予算・政策要望し働いております。今後とも政治連盟についての理解と多くの土地家屋調査士の入会をお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

おわりに、会員の皆様にとりまして本年がよき一年でありますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

令和3年度表彰受賞者

受賞おめでとうございます

●日本土地家屋調査士会連合会長表彰伝達

◎連合会顕彰規定第5条被表彰者（業務歴）

金 田 敏 幸 （東支部）

●高松法務局長表彰

◎表彰規定第2条第1号被表彰者（業務歴）

谷 弘 美 （幡多支部）

高 木 正 充 （高知支部）

◎表彰規定第2条第2号被表彰者（役員歴）

田 邊 満 夫 （高知支部）

●高知地方法務局長表彰

◎表彰規程第2条第1号被表彰者（業務歴）

弘 田 治 利 （幡多支部）

◎表彰規程第2条第2号被表彰者（役員歴）

田 岡 孝 浩 （高知支部）

●日本土地家屋調査士会連合会四国ブロック協議会会長表彰

◎顕彰規則第4条第1項第3号被表彰者（役員歴）

田 邊 豊 （幡多支部）

●高知県土地家屋調査士会長表彰

◎表彰規程第3条第1号被表彰者（業務歴）

山 岡 勝 （東支部）

山 本 久 弥 （幡多支部）

◎表彰規程第3条第2号被表彰者（役員歴）

小 田 誠 司 （高知支部）

この度の受賞、心よりお祝い申し上げます。

新入会員挨拶

新入会員あいさつ 矢野 力



令和2年12月1日に高知県土地家屋調査士会に入会させていただきました矢野力と申します。平成24年度の試験に合格し、県外で補助者として働いておりましたが、平成27年に地元に戻り父の事務所での補助者を経て、調査士登録をしました。

高知に帰ってきて痛感したのは、県外の調査士事務所で携わった業務内容がいかにも土地家屋調査士業務の一部にすぎなかったか、ということでした。建物では、県外修業時代はほぼ建売住宅の新築のみで、帰郷してからは昭和初期に建てられた建物の表題登記や増築登記の依頼が来るたびにその難しさに頭を抱えております。土地にいたっては、そもそも依頼人が自分の土地の場所がわからない等、公図の歴史や地形（尾根や谷）の知識がないと太刀打ちできない現場に出くわす度に先輩方のレベルの高さ、知識の広さに驚き、日々勉強させてもらっています。

法務局で地積測量図等の資料集めをする際に何十年も前の大先輩作製の地積図を目にする度に、自分の描いた図面が公に保管されるこの仕事の怖さを考えたりしてしまいます。なんとかその責任の重さを仕事の達成感、楽しみに変えられるよう、精進していきたいと思えます。

最後になりますが、諸先輩方にはこれからも度々ご相談させていただいたりするかと存じますが、何卒ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。

新入会員あいさつ 筒井 伸光



令和3年6月に登録しました筒井伸光と申します。

私のこれまでは、陸上自衛隊に勤め、その後食品の配達と営業をしていました。そんな私が、土地家屋調査士になろうと思ったのは、資格を取って自分で何かを始めようと思ったことからです。調べていると、「調査士は内勤と外勤を兼ねる（体も動かして健康的!）」 「測定の技術屋+法律家である（あちこち現場に行って、お隣さんとお話しする、、、面白そう!）」 そんなイメージでしたが、なにより人々の財産保護に関わる責任の重い仕事ではあるが社会貢献につながり、とてもやりがいのある仕事だと思い調査士を目指すこととなりました。

そして、平成29年度にようやく合格したものの、実務経験がない私は、まず補助者として三浦先生のところでお世話になることとなります。三浦先生は年間に何百件と事件をされており、怒涛のように過ぎゆく日々で、実に濃い4年間を過ごさせていただきました事、この場を借りてお礼申し上げます。また、同期にも恵まれ、公文先生、江口先生にもこれまで、悩みや相談を聞いていただき、お礼申し上げます。

登録後は補助者時代にはない苦悩やプレッシャーに押しつぶされつつも、調査士として先輩方が培ってきた信頼・実績を損なわないよう、日々精進していきたいと思えます。まだまだ未熟者ですが、諸先輩方につきましては、ご指導ご鞭撻の程宜しくお願い致します。

各部からの今年の抱負

総務部

社会事業部

財務部

業務部

研修部

広報部

境界問題ADRセンターこうち

総務部から

総務部長 井上拓也

世界を席卷した新型コロナウイルスもやっと収束を迎えるかと思えば、また新たな変異株が発見されたとのニュースが伝えられ、今後どのような展開を見せるのかまだまだ予断を許さない状況ではありますが、一時期に比べると街に活気が戻ってきました。お城下がひっそりとしているのは、やはり高知らしくありません。一日も早い終息を願うばかりです。

去年は、新型コロナウイルスまん延防止措置等による恒例のソフトボール大会の中止、事務局職員の在宅勤務等で会員の皆様にはご迷惑をお掛け致しました。この場をお借りしてご理解、ご協力のお礼を申し上げます。

さて、今年度から「土地家屋調査士年次研修」が開催されます。5年間を1クールとして期間中にこの研修を全員が必ず受講しなければなりません。土地家屋調査士という資格を持って業務に携わるうえで常に研鑽を怠ることなく務める必要があるからです。高知会における研修体制については、また詳細をお知らせいたしますので、その際にはご協力をよろしくお願いいたします。

所有者不明土地、相続人不明土地等の問題が大きく取り上げられると共に「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針(案)」が作成されました。一部新聞報

道では、早計な記事の掲載もありましたが、筆界確認情報の取扱いは我々土地家屋調査士にとって非常に重要な問題であり、業務に直結する内容であることから意見も多数出されているようです。今後注目していかなければなりません。

新型コロナウイルスによる影響は会務、業務においても大きなものでしたが、中には電子会議システムの利用やオンラインシステムの利用による移動時間の短縮や交通費等の軽減について改善が図られることも分かりました。この災難を少しでも会務運営に反映できるようこれからも努力していきたいと思えます。

3年目の「総務部から」を何とか書き終えることができました。あっという間に新年を迎えます。総務部を担当すると毎年とても忙しく感じます。他の部署は比較的スケジュールが決まっており、その活動に向けて段取りをしていくことができますが、総務部の案件はそうとは限りません。突然苦情相談が入ったり、官公署からの問い合わせがあったりします。現場から苦情相談に対する折り返しの電話では、1時間も切ることができず困ったこともありました。今年は初めて事務職員の出産、育児による長期休暇の届出があり、派遣社員雇用のための人材派遣会社担当者との打合せもありました。あっという間に1年が過ぎると感じるのは総務部長のせいであると思っていたのですが、単純に歳のせいかもしれ

ません。

今年度から2年間は四国ブロック業議会の当番会でもあります。会員の皆様にはまた、ご協力をいただくことになるとと思いますが、よろしく願いいたします。

今年こそマスクをはずしての活動、会合、会食ができますように。皆様にとって良い年となりますように。

社会事業部から

社会事業部 前田 昌利

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては輝かしい新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

さて、社会事業部の今年の重点3項目といたしまして「空家等対策の推進に関する特別措置法への対応」、「地図の作成及び地図等への対応」、「筆界特定制度と土地家屋調査士ADRとの連携の継続」を考えております。

1. 空家等対策特別措置法への対応としましては、本年度も仁淀川町空家対策協議会に参加致しました。来年度以降も引き続き参加させていただきます。また、機会があればその他の空家対策協議会にも参加します。
2. 地図の作成及び地図等への対応につきましては、高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と連携を密にします。
3. 筆界特定制度と土地家屋調査士ADRとの連携につきましては、高知地方法務局との協議会を継続して行い、情報共有に努めます。

簡単ではございますが、以上が社会事業部の今年の活動計画になります。

私事と致しましては、今年はゴルフを始めたいと思っております。なかなか興味を持つことが出来なかったのですが、昨年、田邊会

長がゴルフを楽しんでいる様子を見て影響を受けました。今年の目標は、コースデビューです。

極寒の候ではございますが、会員の皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願い致します。

財務部から

財務部長 三田 哲矢

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、会務運営にご協力頂き、お礼を申し上げます。

本年度は、田邊会長の体制も2期目となり、私は財務部を担当させて頂いています。連合会の役員も、長らく務めさせて頂いておりましたが、昨年6月の連合会総会をもって、退任の運びとなりました。高知会と連合会の役員兼務においては、高知会役員皆様の多大な配慮と、会員の皆様の支援もあり、無事に務めあげる事ができました。皆様には、改めて感謝申し上げます。

本年度の財務部は、昨年の高知会定時総会において田邊会長から報告があった通り、比例会費の廃止とそれに伴う月額会費の改定と言う重大な課題に、取り組んでいます。比例会費の全国的な廃止の流れ、会員間の公平性の問題、安定的な財源確保等、様々な問題が複雑に絡まっています。この執筆段階では、比例会費の廃止とそれに伴う月額会費の改定の臨時総会前であり、可決・否決と結果は分かりませんが、会員減少が続く高知会会員全員の重要な課題となる事に間違いありません。会務運営の効率化や適正な財務執行はもちろんの事ですが、会員皆様のご協力を何とぞ、よろしくお願いいたします。

令和3年度の事業計画においては、例年通り「親睦事業の実施及び検討」として関連団体とのソフトボール大会を開催予定でしたが、8月末の時点において高知県内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、感染防止の観点から、誠に残念でしたが中止とさせて頂きました。全国的な感染者が減少を続けている現在、本年度は是非開催出来る事を期待しています。

寒さが身にしみる頃であり春はまだまだ遠く感じますが、会員の皆様におかれましてはお身体に気をつけて下さい。今年1年が皆様にとって良い年となりますように。

業務部から

業務部長 佐野 巧也

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、日頃の調査士会の会務運営等の活動に、ご理解ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、財務部より業務部へ異動となって早半年余りとなりました。至らぬ点多々あるかと思いますが、皆様宜しくお願い致します。

事業計画は、次のとおりです。

- ①土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡に関する事項
- ②筆界特定制度の研究と対応
- ③登記基準点の研究と対応
- ④表示登記合同研究会の実施

平成29年2月以降開催できていなかった④表示登記合同研究会が、昨年11月12日(金)に高知よさこい咲都合同庁舎7階高知地方務局会議室で開催することができました。内容としましては、先日ご通知したとおりです。

その他の事項も前任より引継ぎ、継続事業となっておりますので、会員皆様のお役に立

てるよう努力してまいります。

また、表示登記合同研究会など法務局のみならず、調査士業務に係る各官公署等とも何か疑問等あれば打ち合わせ等行ってまいりたいと思いますので、会員皆様からの情報の提供及び業務部の活動にご理解ご協力の程宜しくお願い致します。

最後になりますが、今年が会員皆様及びご家族、その関係者の方々にとって素晴らしい1年となるよう祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。

研修部から

研修部長 村山 修一

あけましておめでとうございます。皆様方におかれましては、新春を晴々しい気持ちでお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は何と云っても、コロナとオリンピックそして大リーグ大谷選手や将棋界の藤井棋士の活躍など明るいニュースにも心踊らされた1年でした。コロナ対応では、当初は期待していた日本の対応が世界の先進国に比べ何かとどかしく情けなく思っていました。ところが、ここ最近の状況を見ると再拡大している世界の中で、本来の日本人の勤勉さが際立ち、日本人としての誇りを身にかけているところです。この先どうなるか予測もつきませんが、このまま世界中のコロナ感染が少しでも早く終局に向かうことを願ってやみません。

そうしたコロナ禍の中、従来の研修部の活動がほとんど出来ていないのが実情でしたが、昨年の後半からようやく活動が再開できることとなり、本年2月1日には3D測量について研修会を企画しているところです。

また、令和3年度は連合会が主催する年次

研修が始まり、本年3月には何とか開催できる運びとなりました。全国的にも初めての試みに、各会で開催方法を模索しながら準備を進めていることを聞いております。何分初回の開催で準備も満足でないこともあろうかと思いますが、これから5年間で高知会会員全員が年次研修を恙なく終了できるよう我々研修部一同も尽力いたしますので、会員の皆様には積極的に参加いただきますようお願いいたします。

一方、「令和3年度土地家屋調査士新人研修」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や社会情勢等を考慮して2回に分けて実施することになり、「令和3年度第1回土地家屋調査士新人研修」を令和3年6月6日～8日まで茨城県つくば市で開催しました。しかし、「第2回土地家屋調査士新人研修」は、感染拡大により当初予定の10月から令和4年2月14日(月)～16日(水)に延期して実施することとなり、当会からも会員1名が受講を予定しています。研修部としても受講者の方の開業が少しでも速やかに行えるよう側面から協力させていただきたいと考えております。

また、令和3年度「第16回土地家屋調査士特別研修」では、当会からも会員1名が受講し、昨年9月11日の考査を終了しています。今回の特別研修はコロナ禍による会場分散で、受講者のいる各調査士会が基礎研修の会場となったことで、昨年に続き基礎研修を当会で実施しました。今年も、まもなく第17回特別研修の受講者の案内が始まりますが、自身のスキルを磨くため積極的に参加していただくよう、お手伝いさせていただくつもりです。

そのほか、広報部で企画しました県内の高校への小冊子「マンガでわかる土地家屋調査士成長物語」配布に合同で参加させていただき、土地家屋調査士の資格制度や資格試験の紹介並びに出前講座の斡旋を行う活動をさせていただきました。また、高知弁護士会様の

依頼で昨年12月15日(水)～12月21日(火)まで、司法修習生の業務修習を3年連続で実施させていただいたところです。

最後になりますが、今年も更なる研修活動の質の向上に対して部員一同努めて参りますので、皆様のより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

広報部から

広報部長 岡 林 友 紀

新年あけましておめでとうございます。皆様には謹んでお慶び申し上げます。また、平素は広報の活動に対しましてご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

私事ではありますが、今年、土地家屋調査士に登録して10年目を迎えます。登録した年に広報部員として入部し、今年は広報部長となって4年目を迎えます。また、昨年から連合会の広報員にも就任させていただき、広報活動も慣れたものかと思われるかもしれませんが、歴代の広報部長と比べましても、私などまだまだ力不足で自分の無力さを痛感しながらも、優秀な部員さん方に助けられてなんとか会務を行わせていただいております。

広報部は他の部と比べましても予算を大幅に割り当てていただいている部ではありますが、それでも限られた予算の中で、如何に効率良く広報していくか毎年頭を悩ませているところです。昨年の当会外部広報としましては、高知市役所公用共通封筒に広告の掲載と、連合会作成の小冊子「マンガでわかる土地家屋調査士成長物語」を高知県内の工業高校に学年を絞って配布させていただきました。このマンガ小冊子は連合会が土地家屋調査士制度制定70周年記念事業の一つとして「ポケットモンスター」の作者にマンガ作成を依頼して

制作したそうで、若手の土地家屋調査士が業務を行う中で起こる様々な問題を乗り越えながら成長していくストーリーとなっております。このマンガ小冊子配布中に、広報部員さんのご尽力のおかげで県内工業高校から土地家屋調査士PRの出前授業のご依頼もいただきました。また、当会のホームページや来年発行の会報にて出前授業の様子もご報告させていただきますと思っています。

その他にも皆様の中で、広報活動において良いアイデアがあれば是非ともお聞かせいただきたいと思っています。

またまた、私事で恐縮ですが、我が家では今、次男の大学受験真っ只中にあります。国立大学進学か私立大学進学か。高知県内か県外かによってもこの先の親の（私の）出費が大きく変わってきます。親としては県内の国立大学に進学してくれたら大変有り難いのですが、本人の希望や学力もあり…。私の父は40年以上、土地家屋調査士をしており私を含め妹弟4人とも私立高校そして県外の私立大学、専門学校に通わせてくれました。改めて自分の親の有難さが身に染みる年となりました。私も自分が親にして貰った恩は子供に返そうと思っています。親思う心にまさる親心と吉田松陰の言葉を借りて子供の学費の為、将来の為に、これからも土地家屋調査士業に邁進したいと思っています。その為にも、土地家屋調査士業界の益々の発展と皆様のご健康を祈念して新年のご挨拶とさせていただきます。

境界問題ADRセンターこうち

センター長 谷 相 恒 行

新年明けましておめでとうございます。

日頃は、境界問題ADRセンターこうちの事業にご理解・ご協力を頂き感謝申し上げます。

私こと去年の役員改選によりセンター長に就任させていただきました。

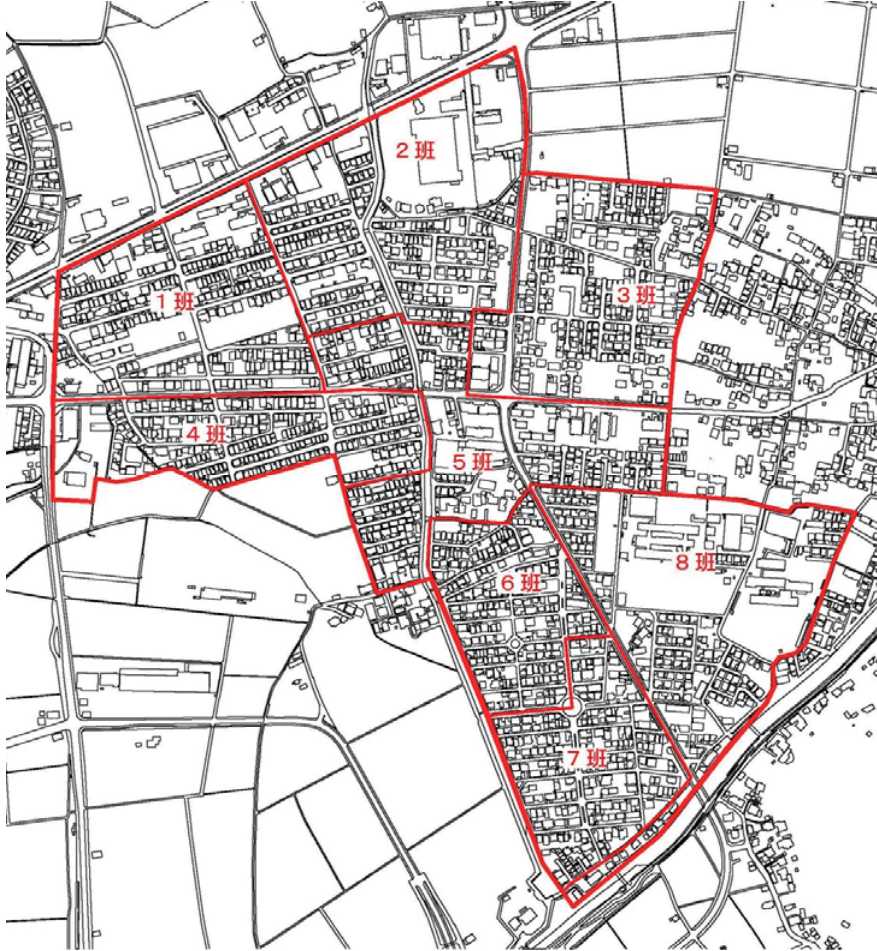
その後1件の調停実施案件がありましたが、筆界特定に移行されるということでの結果となっております。これまでの実績を見てみますに相談件数に比べて、調停件数が少ない結果となっております。ADRセンターでは調停の前段階で相談を行っている為、相談の段階で利用者の納得を得られた場合や筆界特定制度等他の紛争解決手続への紹介を行ったことが調停申立に至らない原因の一つと考えられますが、更に市民が利用しやすいセンターや効率よく円満に解決できる運営について模索したいと考えております。

ここ数年コロナ禍という状況下で、多数参加の会合や研修等が出来ない状態が続いておりますが、研修の方法について検討し、(センター担当者向け(運営委員、相談員、調停員等)、認定調査士向け、会員向け)、筆界特定との連携など実施出来ればと考えております。

おわりに、会員の皆様にとりまして本年がよき一年でありますよう祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

法第14条地図作成作業、地籍調査作業の報告 | 広報部

法第14条地図作成作業
高知市高須地区及び介良地区(高知市高須東町・介良の各一部)

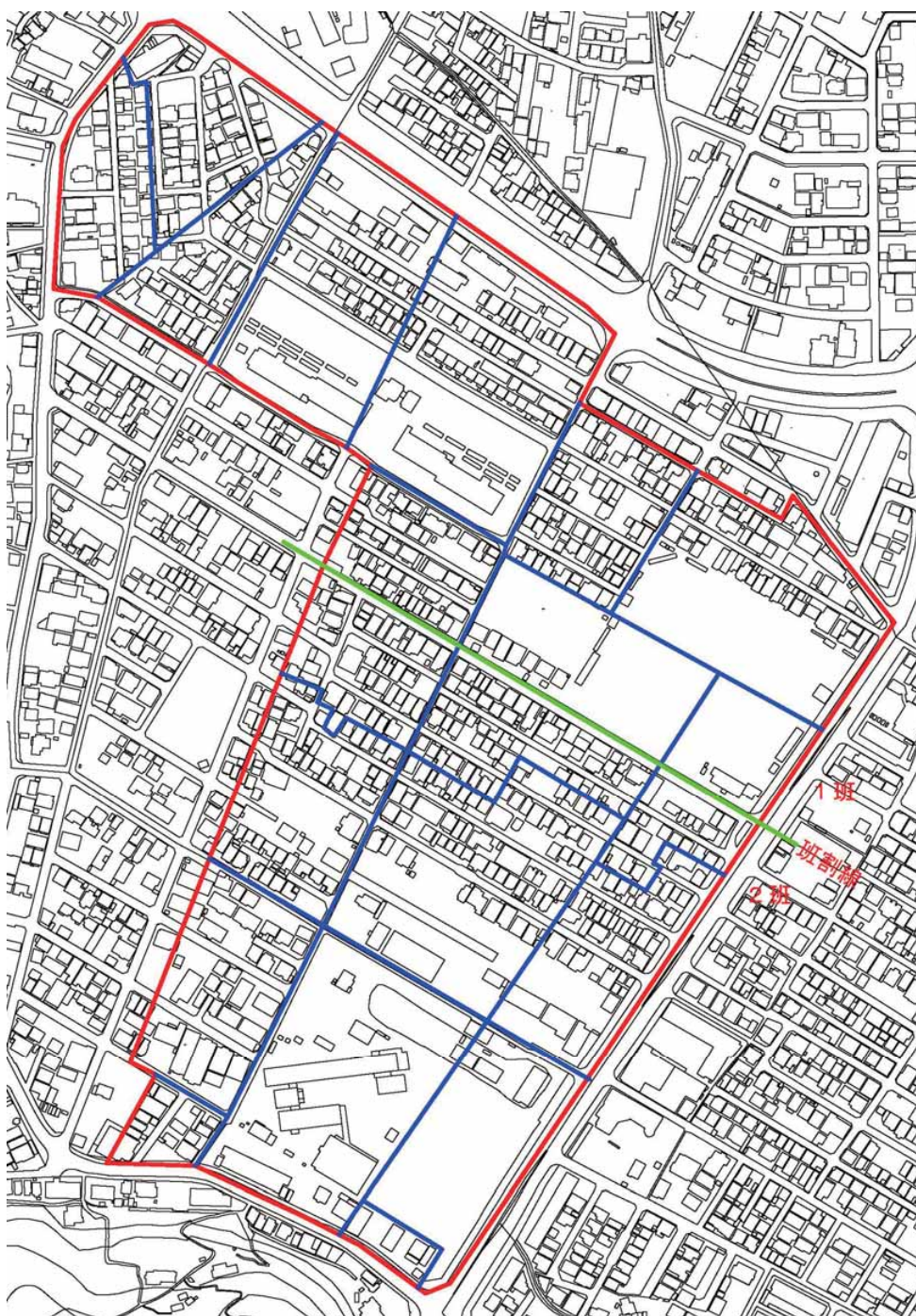


1班	片岡靖徳	吉村慶介	今久保満	
2班	前田昌利	前田拓司	江口揚亮	
3班	井上拓也	山崎亮介	田岡孝浩	
4班	石村健一	小笠原哲輔	澤村富美子	
5班	中村賀津志	山本亮	松坂諭志	
6班	佐野巧也	有光壮太	岡林友紀	
7班	中山光蔵	橋秀明	山岡勝	岡林昌彦
8班	彼末浩司	濱口輝幸	西原壽一	

●調査面積・・・0.595平方キロメートル

●調査筆数・・・約3,953筆

地籍調査作業
北高見町、高見町及び北竹島町の各一部

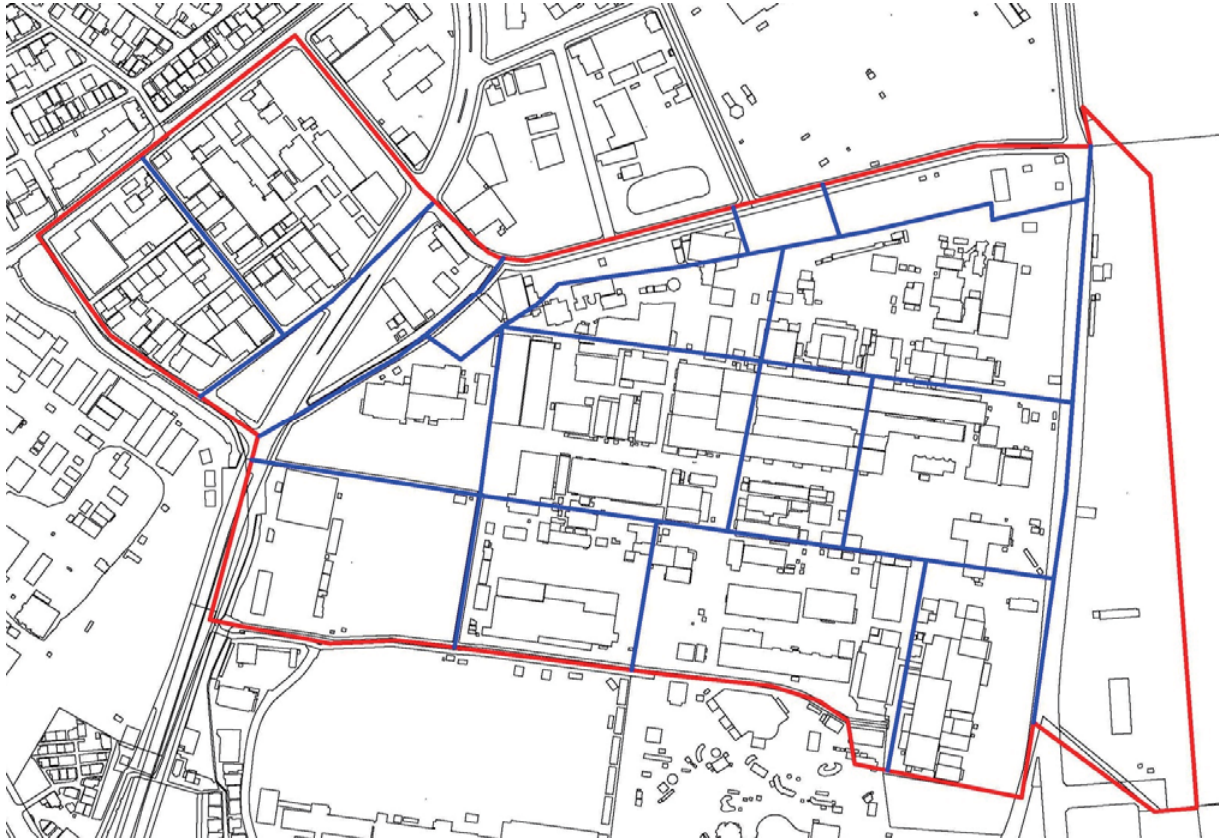


1班	大坪康容	小田誠司	公文康三	
2班	田岡拓次	刈谷聡	尾崎真紀	

●調査面積・・・0.201平方キロメートル

●調査筆数・・・約1,581筆

地籍調査作業
萩町一丁目の一部及び萩町二丁目



3班	泉清博	沖田春男	山本清治	萩田雅夫
----	-----	------	------	------

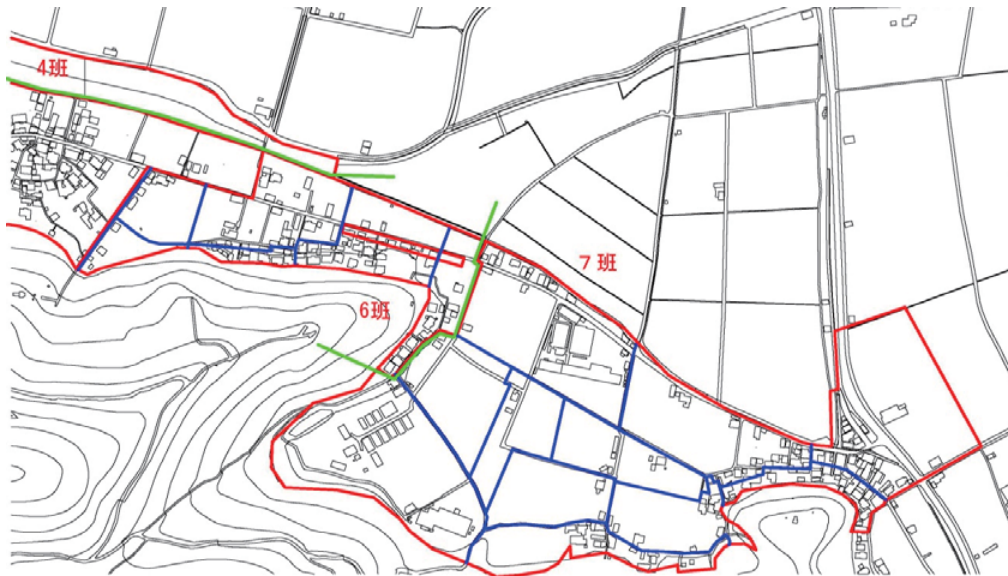
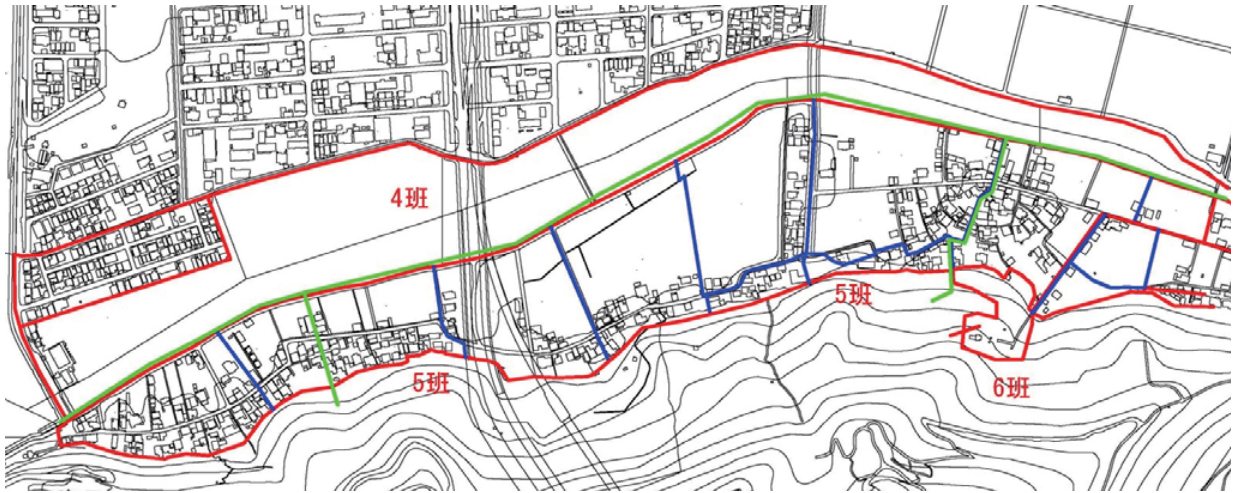
●調査面積・・・0.250平方キロメートル

●調査筆数・・・約231筆



地籍調査作業

屋頭、五台山及び高須の各一部、高須大島、高須大谷、高須絶海及び高須西町

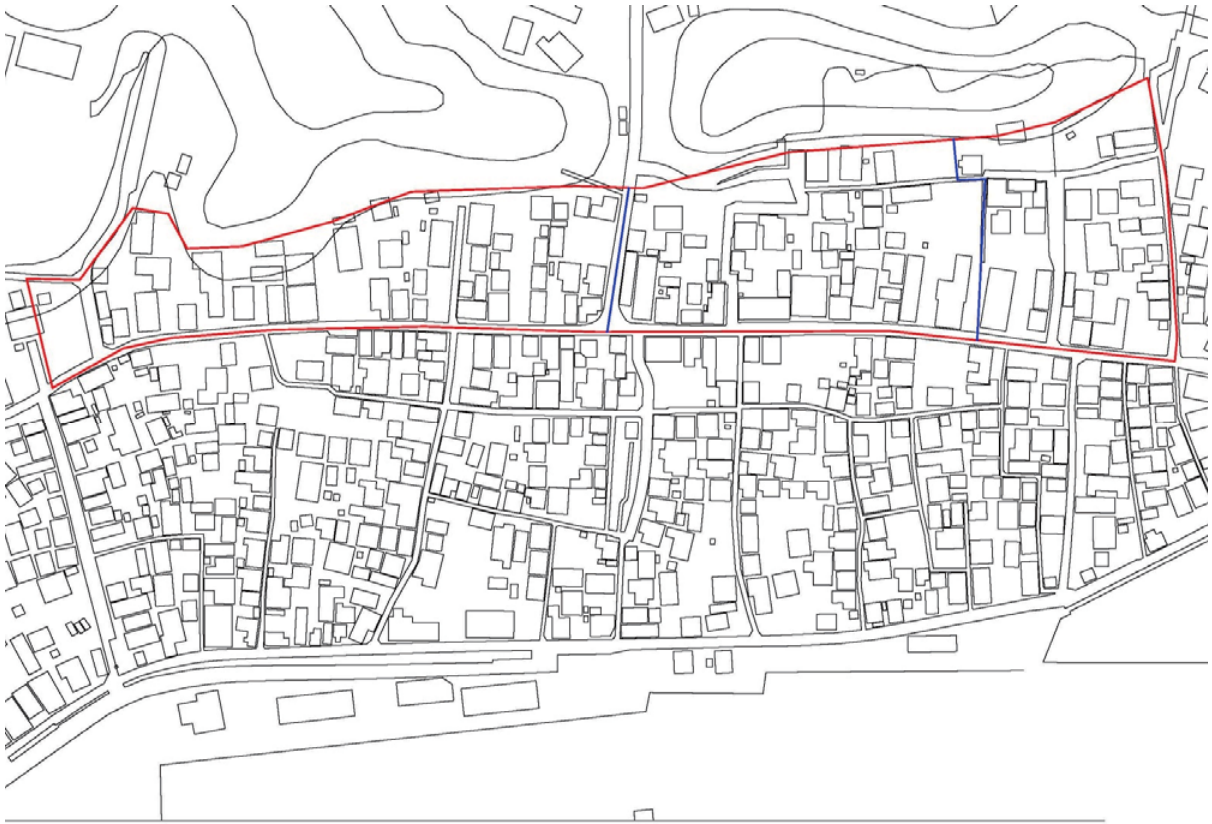


4班	有光壮太	山崎亮介	彼末浩司	
5班	吉村慶介	片岡靖徳	今久保満	
6班	石村健一	小笠原哲輔	澤村富美子	
7班	前田昌利	前田拓司	高木正充	

●調査面積・・・0.643平方キロメートル

●調査筆数・・・約2,161筆

地籍調査作業
高岡郡中土佐町 上ノ加江の一部



A班	田中豊博	太田聡	古谷正宏	芝亮省
----	------	-----	------	-----

●調査面積0.03平方キロメートル

●調査筆数約208筆



地籍調査に参加させていただきました

西森裕保事務所 補助者 西 森 有 香

「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記についての法律と測量の知識が求められる特殊な専門資格である」

父はよくこの言葉を口にし、私は言い得て妙だと思っていました。

私は、昨年土地家屋調査士試験に合格し、土地家屋調査士としての道を歩み始める際、父の下で実務を経験する環境に恵まれていたことに改めて感謝しました。

しかし、現場での測量作業における筆界の調査及び境界標識の設置方法に関しては、経験が浅いことに気付きました。

これは場数を踏むほかはないと考えていた時に、須崎支部の会員の方のご厚意により今年度の中土佐町上ノ加江地区の地籍調査に参加させていただけることになりました。

私は、一度に多くの土地に携わることができるまたとない機会に臨むにあたり、「現地における筆界をどのように判断すればよいのか」を念頭に置いて地籍調査に臨みました。

私は、筆界調査の際、地図に準ずる図面でその土地の筆界がどのように形成されているかを読み取り、現地の状況を見て今ある知識をもって筆界の位置を描いていきました。

地籍調査の対象地域が住宅街ということもあり、地形地物、構造物等により筆界が明確である時は、自分の考えている筆界と相違ない土地や相違する土地がありました。また、その地域ならではの慣習による土地もあり、私は所有者の方の話にしっかりと耳を傾け、先入観を持たずに判断する必要もあることに気付かされました。

また、筆界の直線性を見る時などには、今まで知らなかった道具の使い方も教えていただき、現場に応じて臨機応変に対応するのも必要なことであると教えられました。私は、父が測量において様々な道具を使って作業している様子を側で見ながら、はっきりとその意図を把握していなかったことに反省しました。

私は、境界標識の設置、特にプレートの設置に関しては、日頃から設置場所の様々な形状に応じる設置方法を他の方はどのようになさっているのか見させていただきたいと思っていました。

地籍調査で皆さんの手元をつぶさに観察させていただいて思ったことは、その方なりのやり方があるということでした。また、抱いていた疑問に対しても懇切丁寧に教えていただき、私にとっては新しい発見と納得の連続でした。測量の方法においても現場に応じた多様な方法により測量をしていることに気付かされました。私は、何事も多角的な視点を持って仕事にあたらなければならないのだと感じ、実益な時間となりました。

今回参加させていただき、自分にはまだまだ知識や経験が乏しく、応用力が足りないことを痛感しました。気持ちを新たにして一層の勉学に励み、日々精進していきたいと思います。

今回地籍調査へ声をかけてくださった皆様には、この場をお借りてして感謝申し上げます。

今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

法人として法第14条地図作成業務に参加して

山本 亮

「法人として参加した14条地図作成業務、何か思うことあるやろ。広報部に貢献しとけ」突然、須崎支部の芝亮省御大先生から電話での神の声がありました。

芝亮省先生、語彙・文章力もない私にこのような機会を与えて頂き、また会報に協力出来ることに社員・関係者一同大変感謝し、この場を借りて厚く御礼申し上げます。(亡き父の墓前に報告して参りました。)

我々法人社員は当然気心知れた仲間であり、常日頃共同して事件を処理しております。個人事務所の先生方が集まって一つ班を作るのとは少し異なり、「仲良しグループ」として参加することのメリットを書かせて頂きます。

1. 毎回同じメンバーで臨め (当然ですが)、お互いがスキルや得意・苦手分野を把握出来る。

毎回違うメンバーで臨むと適材適所が分からず進捗が遅れると共にどうしても班長の負担が増える傾向にあるのではないかと思います。その点毎回同じメンバーだと適材適所で臨め、お互いの精神的負担は減ると思います。また敢えて調査士としてのスキルアップも考え苦手分野担当も特に新人さんには一つの修行ではないでしょうか？因みに我々は大まかな担当はありますが明確にはしていませんでした。

2. 常時すべての情報を共有している。

我々はすべてのデータをサーバーで共有しており立会の状況から画地データの進捗状況が24時間誰でも把握出来るようにしております。これは急な対応 (スポット的な立会や資料提出) が担当関係なく出来、非常に便利であったと思います。個人事務所間ではハードルが上がりますが、セキュリティーの問題をクリアすれば、現在外付けハードディスク等も手頃な金額なので不可能ではないと思います。

3. 補助者の積極的な活用。

今回補助者を積極的に使いました。測量時は8人態勢で観測し数日で完了した記憶があります。また立会時もベテランの補助者になれば調査票も可能だと思います。実際慣れてきた後半は調査士が付いて調査票もやらせました。来期は一人で出来ると思います。個人事務所間でも常に同じメンバーで続けて行けば、他事務所の補助者と調査士また補助者同士が協力し合い効率良く作業できると思います。

長くなりましたが、他の先生も民間業務も抱え地図作成業務と同時進行は大変だと思いますのでその一助になればと思います。またもっと効率の良い手段があれば御教授いただければと思います。ありがとうございました。

芝亮省大先生今後とも宜しくお願い致します。

寅年 生まれのアンケート

- ①支部名 氏名
- ②調査士としての苦労話など印象に残った事、調査士業務に思う事
- ③趣味・興味
- ④好きな食べ物
- ⑤心奪われた人物（好きな芸能人、尊敬する人物、敬愛する調査士等）
- ⑥好きな場所
- ⑦最も幸せな時
- ⑧2022年の抱負



昭和25年（1950年）



- ①高知支部 山本 清治
- ②風邪で高熱のとき立会があり、何度も休みながら現場に行き、立会后車に戻ってほとんど死んでいたこと。立会中に立会者が殴り合いを始めたこと……。土地家屋調査士の仕事は大変だけど、社会的価値は高いと思う。
- ③映画鑑賞（wowow）。全国各地の美術館の特別展示を見て、観光すること。
- ④食べ物関係の家で育ったので、何でも食べるし好き嫌いはありません。孫の誕生日会で行く焼肉は楽しみにしています。
- ⑤好きな芸能人・・・特になし
尊敬する人物・・・母親かな
尊敬する調査士・・・岡部正一さん（香川会）、久保宝さん（愛媛会）
- ⑥実家・・・気持ちが落ち着くから
- ⑦一日が終わって、布団に入ったとき。
- ⑧70歳まで仕事をしたいと思っていましたが、2022年で72歳になります。調査士として「終活」のステージにいます。最後まで顧客と家族に迷惑をかけずにやって行きたいと思っています。



①東支部 濱 田 一 代

- ②自営業で独立するには、まあまあの資格
- ③モーターパラグライダー、土地家屋調査士
- ④なんでも
- ⑤
- ⑥雲の上
- ⑦登記を終り、お客さんから感謝された時
- ⑧人生の最終コーナーです。うまく曲がれますように

昭和49年（1974年）



①高知支部 尾 崎 真 紀

- ②現場に行くまでの狭隘道路が嫌で嫌でたまりません。しかも山道で片側崖の道路は毎回涙が出ます。清滝付近は行けません。
- ③なし。
- ④うどん
- ⑤岡本太郎、阿久 悠、マツコ・デラックス
- ⑥川、溪谷、居酒屋
- ⑦工作中
- ⑧防災士の資格を取りたい。疲れたい体になりたい。



①幡多支部 西 尾 是 志

- ②毎回ですが、隣接地所有者がなかなか捕まらない。
- ③最近、表題登記をした建物が、陶芸教室の作業場でなぜか、生徒になり、陶芸を始めました。
- ④旬なもの
- ⑤孫武
- ⑥寝室
- ⑦寝てる時
- ⑧棚からぼたもち



特集

危険生物を識る ～ニホンマムシ～

濱口輝幸

はじめに

測量や立会等の現場作業における懸念事項のひとつとして、野山などで遭遇するハチや毒ヘビなどの有毒動物による被害がある。

高知県でみられる毒蛇であるニホンマムシ *Gloydius blomhoffii* (写真1) は近年見かける機会も少なくはなっているが、危険な生物という事には変わりもなく、いざ野外で遭遇したとき、また万一にも咬まれてしまったときにどのような対応をするべきなのかあらかじめ知見を得ておくことは大切である。

本稿では「危険生物を識る」というテーマで、正確な情報が意外と知られていないのではと思われるニホンマムシ咬傷への対応について述べる。業務や趣味などで野外に赴く機会が決して多いわけではなく、爬虫類に対し特に高い知見があるわけでもない筆者がこのような原稿を手掛けることには些かの気後れもあるが、できるだけ自身の主観は排除し、信頼性の高いと思われる情報を引用して紹介することとしたい。

なお高知県に分布し、ニホンマムシよりもはるかに遭遇する可能性の高い毒ヘビにナミヘビ科のヤマカガシ *Rhabdophis tigrinus* がいる。性質はおとなしく手に取るなどしなければまず咬まれることはなく危険性が低いため、本種の紹介は別の機会に譲る。



写真1 ニホンマムシ *Gloydius blomhoffii* の成蛇。高知市棧橋通6丁目のわんぱくこうちアニマルランドのアニマルギャラリー館にて展示されている個体。

ニホンマムシの特徴

日本に分布するマムシ類としては北海道から九州まで広く分布する日本固有種のニホンマムシと長崎県対馬のみに分布するツシママムシ *G. tsushimaensis*¹⁾ の2種が知られている。

マムシ属 *Gloydius* はクサリヘビ科 Viperidae (マムシ亜科 Crotalinae) に含まれる極東アジアから中東までのユーラシア大陸に広く分布する小型のクサリヘビのグループであり²⁾、ニホンマムシも

また全長40～65cm³⁾と決して大型のヘビではない(参考までに、高知県で最も良く見かけるヘビであろうシマヘビ*Elaphe quadrivirgata*が全長80～200cm、アオダイショウ*E. climacophora*が全長110～192cm⁴⁾である)。

ニホンマムシの形態的な特徴としては、全体的に太短く、尾も短くて急にくびれているように見える体型をしている点、背面に褐色または赤褐色の地に真ん中に暗色の斑のある楕円形の斑紋が並ぶ点などが挙げられる。この楕円形の斑紋を穴開き銭に見立てて銭状紋と呼ぶこともある⁵⁾⁶⁾。後述するが野外でヘビに咬まれた場合、診断上咬まれたヘビの種類を特定することは重要である⁷⁾⁸⁾。ところがニホンマムシも日本の他のヘビ同様体色の色彩変異が大きく、この銭状紋を持たない個体やなかには真っ黒な体色の個体(黒化型)も見られる⁹⁾。逆に無害ヘビであるアオダイショウの幼蛇はニホンマムシの銭状紋に一見するとよく似たはしご状の斑紋を示し(写真2)、マムシと誤認され駆除されてしまうこともあるという話を聞く¹⁰⁾¹¹⁾。

マムシの頭は三角形であると良く言われるが、実際には卵型に近い形状であり、無毒ヘビの多くも興奮して威嚇のため鎌首をもたげると頭部の形状が三角形に見えることから⁶⁾¹¹⁾、判別の要素としては正確性に欠ける。

このように野外でヘビの種類を見た目によって瞬時に判別するのは難しいことから、遭遇したヘビには種類を問わず手を出さないようにするというのが毒ヘビの咬傷を未然に防ぐ上で重要である¹²⁾。

ニホンマムシは8～9月に交尾し、翌年8～10月に5～6匹を出産する胎生のヘビである⁵⁾⁶⁾。後述するがこの生態がマムシと人との不幸な出会いの機会を増やしているという一面がある。



写真2 アオダイショウ*E. climacophora*の幼蛇。体表にはニホンマムシに似た斑紋が認められ、幼蛇がゆえに比率として頭部が大きく首が細いので、頭の形状が三角形に見える。たびたびマムシと誤認されるが無毒のヘビである。

ニホンマムシの潜むところ

森林や藪などの林床、その周辺の田畑、林道脇などで目にすることが多く、特に水辺には多い。主に夜活動するが、冬眠前後(早春と晩秋)と夏は日光浴のため昼間活動することもある。夏の日中に日光浴に出てくるのは妊娠した雌であることが多く(体温を上げ胎児の発育を促進するため)、このような個体に噛まれる事故が多いという。山道などで人と遭遇した場合、たいていのヘビは逃げていってしまうのだが、日光浴をしているマムシはそのまま動かないことが多い。ニホンマムシの特徴的な斑紋は落ち葉の上などでは見分けにくく、気付かず不用意に近づいてしまうと大変危険である⁵⁾⁶⁾。

ニホンマムシからの咬傷は手指に受けることが多く¹³⁾¹⁴⁾、マムシの潜んでいそうな倒木や藪、穴などに不用意に手を差し入れるなどの行為は避けたい。マムシは低木などに登ることはあるが、隠れているとき以外は地上にすることが多く、特に測量業務において藪の伐採などをおこなう場

合は十分な注意が必要であり、斜面に手をついたときの手元などが特に危険である。

足元に関しても気付かずに踏みつけてしまったときなどに咬傷を受ける例があり、マムシの潜んでいそうな茂みなどにサンダル着用で踏み込むなどは論外である。ニホンマムシの毒牙は4mm程度⁸⁾と短いのだが、場合によっては溪流釣り用のウェーダーやウェーディングシューズを貫通することもあるとの事¹⁵⁾、しっかりした靴を履いていたとしても過信は禁物であろう。

咬まれたらどうなるのか？

マムシによる咬傷の発生件数は年間1000～3000件、死者数は毎年10人くらいと言われている¹⁴⁾。

マムシ毒は出血・循環器系に影響する血液毒であり¹⁴⁾、ニホンマムシの毒性は毒ヘビ全体からしても比較的高く、LD50(※)の数値は1.32～1.7 mg/kgという数値を示す²⁾。

マムシ毒は、ブラジキニン遊離酵素やエンドペプチターゼ、ホスホリパーゼA2などの様々な蛋白酵素を有しており、それが咬傷部から体内へ注入されると局所腫脹のほか、血小板数減少、出血、溶血、複視や急性腎不全などの全身症状を呈し、その重症度は吸収される毒量に依存する¹³⁾。

受傷部位の腫脹程度で済むケースも多いが、先に述べたとおり複視などの神経毒症状や、重傷化すると病変部位の切除を余儀なくされる壊死が生じることもある。播種性血管内凝固症候群(DIC)などの血液凝固障害を引き起こし、急性腎不全といった多臓器不全により死亡するケースもある²⁾。重症化は1.8%、死亡は0.8%にみられると言われている¹⁴⁾。

(※)50% Lethal Dose：半数致死量。化学物質を実験動物（ラット、モルモットなど）に投与し、その半数が試験期間内に死亡する用量のことで、化学物質の毒性の強さを示す数値である。投与した動物の50%が死亡する用量を体重当たりの量 (mg/kg) としてあらわし、数値が低いほど毒性は高い。沖縄県に生息するホンハブ *Protobothrops flavoviridis* は世界でも有数の危険な毒蛇であるが、その毒のLD50は2.5mg/kg¹⁶⁾とニホンマムシのそれよりも低い毒性を示す。しかしながらホンハブは一個体の持つ毒量が100～300mg（ニホンマムシで20mg）で、一回の牙咬で排出される毒量も平均22.5mg、最高103mgと多く、しかも管牙の長さが1.5cmほどもあり（ニホンマムシで4mm程度）深くまで毒が注入されることにより毒の吸収効率がよく、実際に咬まれたときの危険性はニホンマムシよりもはるかに高い⁸⁾。

咬まれたときの対処

ニホンマムシに咬まれてしまった場合の対処について以下に述べる。

① まず落ち着いて安静にする

日本の毒ヘビに咬まれて人間が即死するということはまずない⁷⁾。とにかく落ち着き、再度咬まれないようにその場から離れて座る。夜間の足への咬傷では2度咬まれることもあり、その場合重症化する危険性は高くなる⁸⁾。再度咬まれるおそれが生じるためヘビを退治・捕獲しようなどとは考えないこと。

② 咬まれたヘビの写真を撮影する。

前述したが診断上咬まれたヘビの種類を特定することは重要である。しかしその一方でヘビの

種類の判別は難しい。そのため推奨されているのが、咬まれたヘビの写真を撮影することである⁷⁾¹²⁾¹⁷⁾。無理をする必要はないが、可能であれば咬まれたヘビの姿を撮影しておく。これはヘビの体の一部が写っているだけでもよい。写真が難しい場合は特徴をメモするなどして覚えておき、担当医師に伝えるようにする。咬まれたヘビを医療機関に持参する必要は全くない。また咬まれたからの経過時間を医療機関に正確に伝えるため、咬傷を受けた時間も記録しておくといよい。

夜間の咬傷や草むらなどで咬まれた場合などは、それがそもそもヘビに咬まれたのかどうかも確認できないケースがある。虫刺されや草の棘が刺さったなどと誤認し、治療が遅れ重症化することもある。マムシに咬まれた場合、約1cmの間隔で2個の牙痕が認められ、咬まれた局所を中心に痛みと腫れが広がることで判別が可能であるが、牙痕が不鮮明な場合や、稀に人によっては痛みや腫れは軽く受傷後数時間で血圧の低下や全身性の出血が現れる⁷⁾⁸⁾といった症状を見せることもあり、安易な判断は危険である。

③ 応急処置について

患者は座るか横になって安静にして応急処置はできるだけ他人に任せる。咬傷部位が手であれば指輪や腕時計などを外す。足ならば靴を脱ぐ⁸⁾¹²⁾。これはマムシの出血毒により患部が腫れて外せなくなるおそれがあるからである¹⁷⁾。具体的な処置としては牙痕からできるだけ毒を水などで流しながら指で体外へ絞り出すことが推奨されている⁸⁾。毒を吸い出す救急用器具(ポイズンリムーバー)についてはインターネット通販サイトなどで比較的簡単に入手が可能であるが、排毒自体は応急処置としての効果は認められてはいるものの¹⁴⁾、その使用方法や効果のほどについて信頼性の高い情報が入手できなかったため⁷⁾、本稿での記述は避ける。

④ 病院・専門機関への連絡

体の安静を確保しながら、病院への連絡をする。救急車よりも早い手段がある場合はその方法を優先してなるべく早く病院を受診するようにする⁷⁾。

マムシによる咬傷では、10分以上全く何の変化もなければ無毒咬傷(咬まれたが毒が注入されていない)と考えられるが⁸⁾、安易な自己判断は危険だろう。

焦ったり興奮したりすると心拍数や血圧が上昇し、全身に毒が回る時間が早まり、蛇毒の吸収が促進されるため、来院に少々時間がかかっても走らずに安静を保つことが推奨されてきたが、近年では走ってでもできるだけ早く(受傷30分以内)受診することが望ましいとの見解もある¹⁴⁾。受傷した場所や状況などから判断して柔軟に対応したい。

誤った応急処置

● 毒の吸引のための傷口の切開

マムシ毒は受咬後30～40分以内は、牙痕を中心に半径10～15mm以内のところに留まることから、受咬後早期であれば小切開による排毒及び洗浄をおこなうことで重症化の予防に効果があると考えられている¹³⁾。しかしこれは医師による施術が前提であり、応急処置としてはおこなうべきではない。傷口からの二次感染や神経を切るなどして治癒が遅れるおそれがあること、また切開により牙痕が不明瞭になることでヘビの種類や大きさ、咬んだ回数などの情報が失われるからである⁸⁾。

●ひもなどで咬まれたところより心臓側を緊縛する

強い神経毒を持ち、比較的短時間に死亡するコブラ科のヘビから咬傷を受けたときには強い全身症状を防ぐため有効な手法であるが、マムシの場合にはそのようなおそれがなく、緊縛の必要はない。むしろ血行が不良になったり、毒が局所に滞留して障害を起こす。咬傷部の前後を含めて広く患肢全体を覆うように包帯又は広い布で巻いて圧迫し、副木をあてて固定することで毒の血中への移行を遅らせることのできるクレープバンデージ法という手法もあるが、局所の壊死を起こさないオーストラリアのコブラ科やウミヘビ類の咬傷に用いられる応急処置であり、局所への作用が強いクサリヘビ科には不適である⁸⁾。

●傷口から口で吸引して排毒する

口の中の粘膜から毒が吸収されたり、口腔内の傷や口内炎に直接毒が付着し体内に取り込まれる可能性があり、禁忌とされる。ただし受傷時の吸引による排毒自体は応急処置として有効であり¹⁴⁾、きれいな水で傷口を洗いながら、指先でつねるようにして毒液を絞り出すようにすることで対処する。清潔な水での洗浄は、受傷部位への雑菌などの感染確率を低下させる¹⁷⁾。

●患部を水で過度に冷やす、または熱する

過度な冷却は凍傷被害を生じさせる場合がある¹⁷⁾。また温熱療法(43~46℃程度のお湯に患部を浸ける対処法で、クラゲやウニ等海洋生物から受けた毒に有効とされる)でヘビ毒が失活されることはない。

ニホンマムシの飼育に関する法改正について

ここまでの本文を読んでニホンマムシに対し危険な魅力を感じ、この生物を飼育してみたいと思われた諸兄諸姉ももしかしたらいらっしゃるかもしれない。しかしながら「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)」の改正¹⁸⁾により、令和2年6月1日以降は、ニホンマムシとツシママムシを含むくさりへび科全種¹⁹⁾の新規の愛玩目的での飼養又は保管は禁止されている(令和2年5月末日までに愛玩目的での飼養・保管許可を所持している場合、飼養・保管をしている個体に限り、飼養の継続が可能)。

筆者自身に飼育経験はなく、また飼育しようと思ったこともないが、ニホンマムシの飼育自体はそう難しくないようだ。餌もマウス(ハツカネズミ)など一般的なヘビ飼育と同様で良い。一方でツシママムシはやや神経質な一面があり、餌付けるのに苦労することが多々あるという²⁰⁾。

終わりに

この原稿を作成するにあたって、ニホンマムシの咬傷については広く知られている割に咬まれたときの対応や治療法については医療現場でもいまだ決定的な治療方針が確立されていない^{13) 14)}ことが分かり驚いた。本稿では咬傷による症例や医療現場での見解の分かれる治療法などについてはあまり触れず、病院に行くまでの対処を中心に取り上げることとした。マムシ咬傷のアナフィラキシーショックについても資料の調査が間に合わず、もしも以後機会があれば紹介するようになりたい。

筆者は開業以来ニホンマムシを現場にて発見したことが数回ある。高知市内(長浜・瀬戸)で

秋口、地籍調査の立会時に幼蛇を2個体、室戸のこれもまた山中の水辺で成蛇を3個体ほど見た。いずれも豊かな自然の残る森と言って良いほどの山地であった。

ほんの20年ほど前は筆者の住む高知市春野町でもニホンマムシはよく見かける機会があり、多い年には道路の数十メートルおきに轢死体を見たほどであったが、最近では全くと言っていいほど見る機会がない。

正確なデータがあるわけではないが、ニホンマムシの生息数は全国的に減少傾向にあるようだ。本種をレッドデータブックの準絶滅危惧種（現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）～絶滅危惧Ⅰ類（絶滅の危機に瀕している種）に指定している都府県もある²¹⁾。

毎年10人程度の死者を出す危険な生物が数を減らしているというのは人間にとっては喜ばしいことなのかもしれない。一方でほんの数十年であれだけ多産していたマムシが姿を見るのも難しいほど数を減じてしまったというのは、ニホンマムシが減ったから生態系が崩れたのか、生態系が崩れてニホンマムシが減ったのか因果関係はわからないが、未来の環境問題に漠然とした不安を感じずにはいられない。またニホンマムシは本来攻撃性が低くおとなしい生き物であり、積極的に人間に害を及ぼす存在でない。そのような本種を見つけ次第叩き殺すという行為にどうしようもない後ろめたさを覚えるときがある。

ニホンマムシが人間にとって危険な生物であるということに間違いはない。しかしながらそれでも人間とニホンマムシが共に繁栄できるような生態系保存の意識、動物愛護の精神を我々が持つようになりたいものだと思ふ。

引用文献

- 1) 五十川清・守屋明・三井貞明 (1994). 長崎県対馬のマムシの新種としての記載. 爬虫両棲類学雑誌; (15-3): pp.101-111.
- 2) 田原義太慶 (2020). マムシ属. 毒ヘビ全書 (初版第2刷), pp.240-243. 株式会社グラフィック社.
- 3) 鳥羽通久 (2005). マムシ・ハブ・ベニヘビ・ウミヘビ類種名表. 日本動物大百科 第5巻 両生類・爬虫類・軟骨魚類 (初版第4刷), pp.109-111. 平凡社.
- 4) 千石正一 (2005). メクラヘビ・ナミヘビ類種名表 アオダイショウ シマヘビ. 日本動物大百科 第5巻 両生類・爬虫類・軟骨魚類 (初版第4刷), pp.97-98. 平凡社.
- 5) 鳥羽通久 (2005). マムシ・ハブ・ベニヘビ類. 日本動物大百科 第5巻 両生類・爬虫類・軟骨魚類 (初版第4刷), pp.101-105. 平凡社.
- 6) 内山りゅう・前田憲男・沼田研児・関慎太郎 (2002). ニホンマムシ. 決定版日本の両生爬虫類 (初版第2刷), pp.310-311. 平凡社.
- 7) ジャパン・スネークセンター, もし咬まれたら ヘビの判別
<https://www.snake-center.com/identification> (2021年11月26日参照)
- 8) 堺淳・森ロー・鳥羽通久 (2002). フィールドワーカーのための毒蛇咬症ガイド. 爬虫両棲類学会報 2002 (2): pp.75-92.
- 9) ジャパン・スネークセンター, 身近な毒ヘビ

- <https://www.snake-center.com/neighbors-1> (2021年11月26日参照)
- 10) 内山りゅう・前田憲男・沼田研児・関慎太郎 (2002). わかりやすい識別点 アオダイショウの幼蛇とマムシの幼蛇. 決定版日本の両生爬虫類 (初版第2刷), p.328. 平凡社.
 - 11) 千石正一 (2005). マムシにまちがわれて. 日本動物大百科 第5巻 両生類・爬虫類・軟骨魚類 (初版第4刷), p.86. 平凡社.
 - 12) Medical Tribune (2019). あなたの健康百科「毒へびにかまれないためには?もしかまれば?」
<https://medical-tribune.co.jp/kenko100/articles/190822529605/> (2021年11月26日参照)
 - 13) 坂脇園子・越前栄次朗・野田昇宏・佐藤昌太・小黑武雄・葛西毅彦・坂脇英志・平山傑・武山佳洋 (2018). 当院におけるマムシ咬傷18例の検討. 函館医学誌; 42 (1): pp.12-16.
 - 14) 瀧健治・有吉孝一・堺淳・石川浩史・中嶋一寿・遠藤容子 (2014). 全国調査によるマムシ咬傷の検討. 日臨救急医学会誌; 17: pp753-760.
 - 15) 羽根田治 (2019). マムシ咬傷「僕はマムシに咬まれた」. 別冊山と溪谷 (700) 山釣りJOY 2019 vol.3 p.122-125. 山と溪谷社.
 - 16) 田原義太慶 (2020). ハブ属. 毒へび全書 (初版第2刷), pp.254-262. 株式会社グラフィック社.
 - 17) 友永達也 (2020). へびの毒性学 へび毒とは何か, 咬まれたらどうなるか. 毒へび全書 (初版第2刷), pp.34-38. 株式会社グラフィック社.
 - 18) 環境省, 動物愛護管理法 令和元年に行われた法改正の内容
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/revise_r01.html (2021年11月26日参照).
 - 19) 環境省, 動物愛護管理法 特定動物リスト
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/sp-list.html (2021年11月26日参照).
 - 20) 中井穂瑞領 (2020). ハブの飼育 III-35 他の国産陸棲毒蛇との比較. 毒蛇ハブ (第1刷), pp.127-129. 南方新社.
 - 21) NPO法人 野生動物調査協会・NPO法人 Envision 環境保全事務所, 日本のレッドデータ検索システム ニホンマムシ <http://jpnrd.com/search.php?mode=map&q=04020100088> (2021年11月26日参照).
-